

NO	項目	質問内容	回答
4-1	指導者	「喀痰吸引等研修実施のための指導者養成講習」は、准看護師でも受講可能か。	准看護師は受講できません。 (正) 看護師、保健師、助産師、医師のいずれかの資格が必要です。
4-2	指導者	平成22年度に長野県高齢者福祉協会及び長野県社会福祉事業連盟で実施した「特別養護老人ホームにおける看護職員と介護職員によるケア連携協働のための研修」を修了した看護師は、この50時間の「喀痰吸引等研修」の指導にあたるか。 また、27年度以降国家資格試験を合格した介護福祉士に対し実地研修の指導にあたることのできるか。	いずれも指導できません。 厚生労働省が実施した「喀痰吸引等研修実施のための指導者養成講習」又は「平成23年度長野県介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修指導者養成講習」修了者、平成23年度以降に県が実施した国の実施した同等の内容の研修の修了者が指導にあたることができます。
4-3	指導者	第三号研修の指導看護師になるための「指導者用マニュアル及びDVD」をはどのように入手できるのでしょうか。	第三号研修で講師等を務める看護師が決定した場合、県がその看護師に対して配布していますので、障害者支援課又は介護支援室まで直接ご連絡ください。 注：第三号研修は、たんの吸引等を必要とする利用者、その利用者を担当する看護師、研修を受講する介護職員が特定されてから実施できる研修となります。